

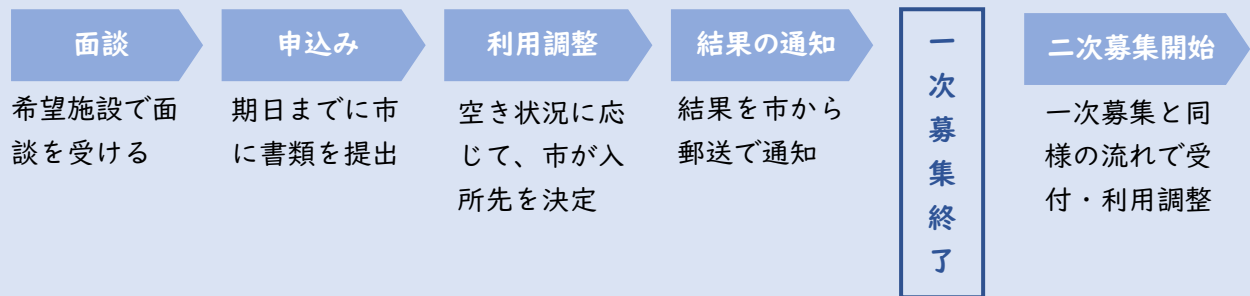
保育所・認定こども園（保育）入所のしおり ≪R8年4月1日入所≫

1 入所基準

保育所、認定こども園（保育機能部分）に入所を希望する場合は、保護者のいずれかが次のいずれかの事情にあり、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| (1) 就労（月 52 時間以上） | (2) 妊娠・出産（産前 2 ヶ月～産後 8 週経過日の翌日が属する月末） |
| (3) 保護者の疾病・障害 | (4) 介護等 |
| (5) 災害復旧 | (6) 求職活動（2 ヶ月程度） |
| (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） | (8) 育休取得中（保育利用中の子ども） |
| (9) その他市が認める場合 | |

2 申込までの流れ



※令和 8 年 4 月 1 日入所の面談受付は、令和 7 年 10 月 24 日（金）から開始します。

※面談の結果、施設のクラスの状況や職員体制などにより、受け入れができない場合があります。

※入所確定後、入所先の施設と制服や用品の準備等、詳細をご確認ください。

■提出書類

- ☐ 申込書
- ☐ 就労証明書等の添付書類
- ☐ 保育利用申込調査票
- ☐ 面談シート

■提出先

あいぱーく光 8 番窓口（光市こども政策課）

■提出期限

- 一次募集：令和 7 年 12 月 19 日（金）17 時 15 分まで
- 二次募集：令和 7 年 1 月下旬予定



3 クラス年齢

保育所のクラス年齢は、令和 8 年 4 月時点の年齢となります。

0 歳児クラス	令和 7 年 4 月 2 日以降生まれ
1 歳児クラス	令和 6 年 4 月 2 日～令和 7 年 4 月 1 日生まれ
2 歳児クラス	令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日生まれ
3 歳児クラス	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生まれ
4 歳児クラス	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生まれ
5 歳児クラス	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生まれ

4 教育・保育給付認定

保育所、認定こども園（保育機能部分）に入所する児童は、2号または3号認定を受けます。

教育・保育給付認定区分	認定条件	利用できる施設	保育料
2号認定	満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園（保育機能部分）	無償
3号認定	満3歳未満「保育が必要な事由」に該当し、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園（保育機能部分）	世帯の所得に応じて決定 ※第2子以降は無償

2号、3号認定は、保護者の就労時間等、保育が必要な時間によって「標準時間」と「短時間」に区分します。施設によって利用できる時間帯は異なりますが、標準時間は11時間、短時間は8時間を利用可能な時間としています。

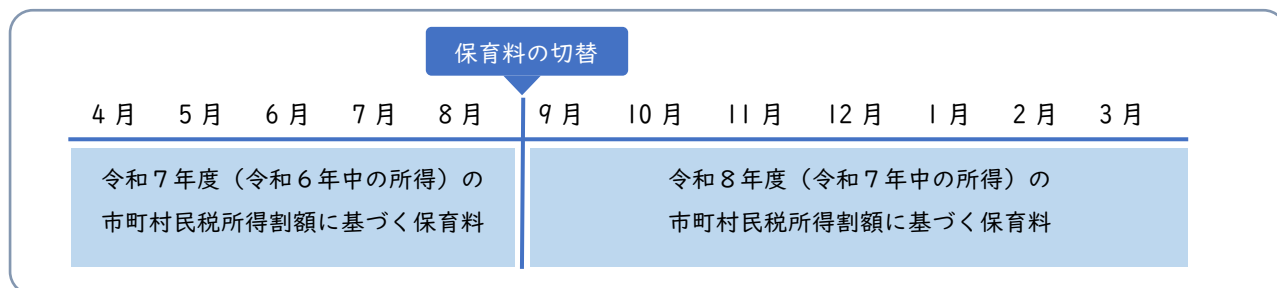
5 保育料

■ 保育料の決定

- ・ 保育料は、市町村民税の所得割額に基づき決定します。
- ・ 保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）で保育料が異なります。保育短時間の保育料は、保育標準時間の保育料よりも低額に設定します。

■ 保育料の切り替え時期

- ・ 保育料は毎年9月に切り替わります。



6 教育・保育給付認定・入所承諾・保育料の決定について

一次募集の結果：1月下旬頃に通知予定

二次募集の結果：2月下旬頃に通知予定

※教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（保育所等）への入所については、以下の理由により全ての申込者が希望の施設（保育所等）に入所できるとは限らないため、ご了承ください。

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため、利用調整により希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

お問合せ
あいぱーく光 8番窓口
光市福祉保健部こども政策課保育係
TEL:0833-74-3005